

## 要 請 書

東京高等裁判所第4刑事部 御中

**ゴビンダさんに対し、すみやかに再審開始と刑の執行停止を決定して下さい。**

平成23年8月10日

### 無実のゴビンダさんを支える会

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10 ハッ橋ビル7階  
現代人文社気付 連絡先(事務局)TEL: 080-6550-4669

私たちは、現在貴法廷において再審請求が審理されている、ゴビンダ・プラサド・マイナリ氏（ネパール国籍）を支援している市民グループです。

マイナリ氏は、いわゆる「東電OL殺人事件」において一審無罪（東京地裁2000年4月）控訴審逆転有罪・無期懲役刑（東京高裁2000年12月）の判決を受け、2003年10月、上告が棄却され刑が確定。その後現在に至るまで横浜刑務所に服役中です。マイナリ氏は逮捕当初から一貫して犯罪への関与を完全に否認しており、2005年3月、再審請求を行って現在に至っていることは、ご承知の通りです。

再審請求審において、弁護団は再三にわたり未開示証拠の開示を要求してきましたが、検察による開示は遅々として進んでいません。そうした中、本年7月23日、再審請求から6年余りを経て、ようやく現場遺留物等のDNA鑑定書が作成され、同月25日、弁護団に開示されました。これは、貴裁判所が検察官に対し、粘り強く証拠開示を働きかけて下さったことの成果だと感謝しています。

新たに開示された鑑定書は、7月26日「無罪を言い渡すべき新たな証拠」として弁護団により貴裁判所に対して証拠請求されました（再審請求補充書(8)）。

請求人以外の第三者が、犯行現場において犯行直前に被害者と接触していた事実を明らかにした鑑定結果は、「事件当時、被告人以外に現場の喜寿荘101号室に立ち入ることの出来る者はいなかった」とする確定判決の事実認定が完全な誤りであったことを明らかにしました。この証拠が新規性を備えていることは言うまでもなく、確定審の事実認定に合理的疑いを生じせしめる明白性も備えており、刑事訴訟法第435条6号の再審開始要件を満たしたことは疑いようがありません。したがって同法第448条第1項にのっとり、直ちに再審開始の決定を行うように要請します。

マイナリ氏は、7月29日、弁護団より鑑定書について説明を受けた後、面会を訪れた私たちの仲間の支援者に対し次のように語りました。

「これほどはっきりした真犯人の証拠が出て、私は犯人じゃないことが分かったはずです。それなのに、なぜここ(刑務所)にいないといけないのですが。1日も早く釈放してネパールに帰して下さい」

これは、犯してもいない犯罪のせいで14年間も自由を奪われ、愛する家族と引き裂かれている1人の人間として当然の叫びです。有罪判決の骨格が揺らいだ今、一審が無罪であったことも併せて考えるとき、マイナリ氏を、これ以上法の名によって拘束し続けることは、著しく正義に反するものです。したがって貴裁判所にあっては、刑訴法第448条第2項に基づき、再審開始と同時に刑の執行停止を決定して下さるよう、あわせて強く要請するものです。

私たち市民が刑事裁判に何よりも期待するのは、無辜の救済です。しかし17年半も自由を奪われた菅家利和氏や、29年間の獄中生活を余儀なくされ、強盗殺人犯の汚名を晴らすまで実に44年もの歳月を費やした桜井昌司、杉山卓男両氏などの苦難を考えると、何故もっと迅速な救済ができないのかという疑問に捕らわれます。

本件は発生当初から社会の大きな関心を集め、今また裁判所の決定を社会が注視しています。すみやかな再審開始とマイナリ氏の自由の回復こそ、裁判に対する前述のような疑問を払拭していく方法だと考えます。

私たちが7月26日に発表した緊急声明および、現在ネパールの首都カトマンズでマイナリ氏の釈放・帰国を待ちわびているご家族(妻ラディカ・デビ・マイナリさん 兄インドラ・プラサド・マイナリさん)からの要請文を添付し、この要請書とともに提出させていただきます。